

兵庫地方最低賃金審議会
第2回兵庫県
電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械
器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和6年9月2日(月) 10時00分～11時45分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	千田委員、三上委員
労働者代表委員	末道委員、中島委員、堀井委員
使用者代表委員	新山委員、松岡委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、 飯田賃金指導官、山中労働基準監督官、小川労働基準監督官
<p>(1) 兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について</p> <p>(2) その他</p>	
議 事 内 容	
<p>飯田賃金指導官 おはようございます。</p> <p>定刻になりましたので、ただ今から、第2回兵庫県電子部品等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。</p> <p>本日は、梅野委員、榮永委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。</p> <p>本日の審議は、議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでした。</p> <p>では、この後の進行につきましては、本日は梅野部会長が御欠席されておりますので、部会長代理の千田委員にお願いいたします。</p> <p>千田部会長代理 それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題に入る前に、本日は梅野部会長が御欠席されておりますので、本日の審議会の議事録確認については私が行うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>各委員 はい。</p>	

千田部会長代理

それでは、議題については、前回の引き続きとなりますが、(1)「兵庫県電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」です。

前回、8月23日の専門部会では、労使からそれぞれ今年の電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、基本的なお考えをお伺いしました。

前回の労使それぞれの御意見としましては、

まず、労働者側としては、電機産業は、半導体から社会インフラ、重電機器とか幅広い産業が集約されているため、賃金格差も幅広くなっている。今回の改正申出についても、労働協約のケースとして最も低い賃金額と現最賃額では119円の差があり、これを縮めていくことが必要となる。春闘においては、賃金が大きく引き上がり、また、昨年以降、労働者側の電機連合と経営者側の電経連との交渉の中で、高卒初任給と比較した若年層労働者の大きな賃金引上げ方針を労使で共有している。

そのため、特定最賃に関しても、大きな引上げが必要になるということから、改正の必要性ありと考えているというお話でした。

一方、使用者側としては、今年は景気が持ち直しつつあるものの、世界各地での情勢不安、金融政策や為替による部材、エネルギー価格の高止まり等から今後の景気に対する不透明感は根強い。特にコスト増加に伴う吸収余力の弱い中小企業の経営が厳しい。価格転嫁も進んでおらず、特に人件費とか物流費といった目に見えにくい部分の転嫁が難しい状況である。加えて、事業の休廃業も実は増えている。

賃上げの必要性については、理解するものの、地域別最賃が51円引上げられる予定から5%の賃上げとなる。今年度の賃上げ実績としては、春闘が加重平均5.1%、中小では4.45%であり、中小企業にとっては5%を上回る賃上げは本当にできるのか、また、その根拠が見出せるのか慎重に判断する必要がある。

以上のことから、特定最賃に関して、地域別最賃と同等以上までの改正は必要がないと考えているという御意見でした。

ということで、現状では意見の一致には至りませんでしたので、本日も引き続き審議を進めていきたいと思えます。

前回同様、最初に労使それぞれでの打合せは必要でしょうか。

労働者側委員

お願いします。

使用者側委員

結構です。

千田部会長代理

労働者側委員は別室で打合せを10分、15分程度でよろしくお願ひいたします。

(労働者側委員打合せ)

千田部会長代理

それでは、審議を続けます。

では、前回の審議以降、使用者側、労働者側でそれぞれ今年の電子部品等製造業最低賃金に係る改正決定の必要について、検討していただいた結果をお聞きしたいと思います。

それでは、まず使用者側委員からお願いいたします。

新山委員

前回から特に経済状況を含めて大きな変化はないという認識の中で前回申し上げた考え方については、変更はないということです。

したがって、現状においては、改正の必要なしということに変更はありません。

千田部会長代理

それでは、次に労働者側委員からお願いいたします。

堀井委員

労働者側としては、申出をしている立場ですので、いずれにしても、今年の春の交渉の全国的な動きとしては、大きく引き上げられているということと、申出にお付けしている資料でも 119 円の差があるということですので、そちらに向けて、改正していく必要があるということです。

したがって、労働者側としては改正の必要性ありということで求めたいと思います。

千田部会長代理

ありがとうございます。

それでは、労使双方の御意見をお聞きしましたが、現状では労使双方の御意見がまだ異なっているようですので、ここから、公益側委員が労使の委員それぞれからお話をお伺いすることにしたいと思います。

では、最初は労働者側委員からお話を伺い、次に使用者側からお話を伺いたと思います。すが、よろしいでしょうか。

各委員

はい。

千田部会長代理

それでは、別室の準備をお願いいたします。

(別室にて、公労会議、公使会議、労使会議、使側打合せ)

千田部会長代理

それでは、審議を再開したいと思います。

労使でお話しいただいた結果について、使用者側からどんなお話になったのか。御報告をお願いできますでしょうか。

新山委員

それでは、私の方から、御報告をさせていただきたいと思います。

まず、結論を申し上げますと、使用者側として、最終的には改正の必要性ありとさせていただきます。

労使で確認させていただいた結果、ある一定規模の中小企業においては、組合のある会社において、最低賃金と同等レベルの改定がそれぞれの企業の中での最低賃金の改定という部分で確認ができたというところもありますので、それを踏まえて改正については必要性ありという結論にしたいと考えています。

ただ、少しコメントをつけさせていただきますと、一方で、これまでの議論の中でもいろいろ出てきておりますが、この電子部品等製造業における未満率はかなり他の産業に比べて、高いという状況にあり、かなり多くの企業、労働者に対しての影響があると認識しております。

そういう意味で、これから必要性ありということになると、金額審議ということになりますが、かなり経営に対する影響も大きいというのが使用者側としての見解ですので、金額審議については、使用者側としては、かなり厳しい見方を持って、考えていかざるを得ないかなといったようなところについてはコメントとして付け加えさせていただきたいと思います。以上です。

千田部会長代理

ありがとうございます。

労働者側から何か追加、補足することはありますか。

堀井委員

特にありません。

千田部会長代理

はい、ありがとうございました。

それでは、労使の御意見をお聞きしたところ、意見が一致したものと考えますので、本専門部会としての意見をまとめさせていただきたいと思います。

7月19日の本審において、専門部会が全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用することを議決していますので、まずは全会一致の確認をさせていただ

きます。

兵庫県電子部品等製造業の最低賃金の改正の必要性の有無について、本専門部会において、「その最低賃金については改正決定することを必要と認める」との内容で報告書を作成することについて異議はございませんか。

各委員

異議なし。

千田部会長代理

それでは、出席者全員の御賛同をいただきましたので、本専門部会におきましては、全会一致により、「兵庫県電子部品等製造業最低賃金については改正決定することを必要と認める」との結論に至ったということを確認いたしました。

では、事務局は、その内容で専門部会報告及び答申文について、それぞれの（案）の作成をお願いいたします。

安積賃金室長

はい、ではこれから準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

（事務局が当該文書を準備し、部会長代理の確認後、各委員に配布）

千田部会長代理

では、報告文（案）から確認をしたいと思いますので、事務局において、報告文（案）を読み上げてください。

飯田賃金指導官

はい。

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野巨利 殿

兵庫地方最低賃金審議会

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 梅野巨利

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和6年7月19日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

公益代表委員 梅野巨利 千田直毅 三上喜美男

労働者代表委員 末道辰也 中島洋 堀井説也

使用者代表委員 榮永悟 新山正幸 松岡直哉

以上です。

千田部会長代理

ただ今、読み上げていただいた報告文（案）の内容でよろしいでしょうか。

各委員

はい。

千田部会長代理

それでは、報告文（案）から（案）を消したものを正式な報告文とします。

続いて、今回は全会一致の議決となりますので、局長あての答申を行います。

（部会長代理が答申文（案）を確認し、事務局がその答申文（案）を出席者に配布）

千田部会長代理

それでは、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

飯田賃金指導官

はい。

兵庫労働局長

赤松俊彦 殿

兵庫地方最低賃金審議会

会長 梅野巨利

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月19日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

千田部会長代理

ただ今、読み上げていただいた答申文（案）の内容でよろしいでしょうか。

各委員

はい。

千田部会長代理

それでは、答申文（案）から（案）を削除した正式の答申文をもって、審議会長名で局長あてに答申することとします。

本日、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局は準備をお願いいたします。

（部会長代理より、労働基準部長に答申文を手交）

（事務局より、答申文の写しを出席者に配布）

千田部会長代理

続いて、議題（２）「その他」ですが、事務局から何か説明事項等ありますか。

安積賃金室長

本日、改正必要性ありの答申をいただきましたので、意見聴取の公示を今後 15 日間行うこととなります。

そのため、次回の専門部会の日程ですが、今回は 9 月 27 日金曜日午後 3 時からの開催でお願いいたします。

また、次回の専門部会につきまして、公開・非公開についての御判断をお願いいたします。

千田部会長代理

では、今回は 9 月 27 日金曜日午後 3 時からの開催とします。

今回は金額審議となりますが、昨年より専門部会においても「公労使三者が集まって議論を行う部分については公開」と決定しておりますので、公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員

はい。

千田部会長代理

特に異議もないということですので、その予定で今後進めていくこととします。

その他何かございますでしょうか。

各委員
(特になし)

千田部会長代理
それでは、本日はこれで終わりにいたします。
どうもありがとうございました。

千田 直毅

堀井 説也

松岡 直哉